5　この条約の適用上、

(a)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(b)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(c)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国又は当該団体が組織された国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(d)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

(e)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。

4　1から3までの規定にかかわらず、企業が一方の締約国内において当該一方の締約国内に存在する天然資源（立木を含む。）を探査し、若しくは開発する活動又はこれらに関連する活動（大規模設備の運用を含む。）をいずれかの十二箇月の期間において合計九十日を超える期間行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うものとされる。

5　1から3までの規定にかかわらず、

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において当該他方の締約国内にいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間滞在する個人を通じて役務を提供し、かつ、当該期間における当該企業の能動的な事業活動に帰せられる総収益の五十パーセントを超える部分が当該個人を通じて当該他方の締約国内において提供される役務から取得される場合、又は

(b)　一方の締約国の企業が他方の締約国内においていずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間役務を提供し、かつ、当該役務が当該他方の締約国内に滞在して当該役務を提供する一若しくは二以上の個人を通じて同一の若しくは関連する事業について提供される場合には、

当該役務を提供するに当たって当該他方の締約国内において行われる活動は、当該他方の締約国内にある当該企業の恒久的施設を通じて行われるものとされる。ただし、当該役務が7に規定する役務（事業を行う一定の場所を通じて行われたとしても、7の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされない役務）のみである場合は、この限りでない。この5の規定の適用上、一の企業のために一の個人が提供する役務は、他の企業が当該一の個人の役務の提供の方法を監督せず、指揮せず、又は管理しない限り、当該一の個人を通じて当該他の企業が行うものとはされない。

6　(a)　3から5までに規定する活動の期間は、ある企業が一方の締約国内において行う活動の期間とその企業と関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動の期間とを合計して決定する。ただし、これらの活動が関連している場合に限る。

(b)　(a)に規定する活動の期間の決定に当たって、二以上の関連する企業が同時に行う活動の期間は、一度に限り算入する。

(c)　この条の規定の適用上、次のいずれかに該当する場合には、一方の企業は、他方の企業と関連するものとする。

(i)　一方の企業が他方の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(ii)　同一の者が一方の企業及び他方の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

7　1から6までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

8　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（9の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が7に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、7の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(a)　当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。

(b)　当該一方の締約国内において、当該企業に属する物品又は商品を当該企業のために製造し、又は加工すること（当該企業がその者の経営、支配又は資本に参加しており、かつ、当該物品又は商品の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者に販売される場合に限る。）。